

# 日本外交文書

大正三年 第二冊

外務省

## 序

日本外交文書の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となった。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、欧州大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたつて展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和三十八年十一月

外務大臣官房国際資料部調査課長

## 例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 対中国関係事項

(三) 主として欧州大戦関係、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当って原書の改変、削除、簡略化等は行なわれていない。

但し、使用漢字については、条約文、協定文等、特殊な名称、固有名詞等を除いては当用漢字の新字体を用いることとした。

五、大正三年の本書は明治四十五年に引き続き大正三年中に展開された外交関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、対中国関係文書は専ら第二冊に、また欧州大戦関係の文書は専ら第三冊に収録した。

なお、各分冊末尾の付録は当該分冊限りの日付索引を掲載したものである。

## 目次

|   |                          |     |
|---|--------------------------|-----|
| 一 | 滿蒙鐵道借款細目交渉ニ関スル件          | 一   |
| 二 | 奉天省借款交渉ニ関スル件             | 八七  |
| 三 | 大倉組ノ本溪湖煤鉄公司借款及奉天省借款ニ関スル件 | 一六一 |
| 四 | 鄭家屯附近ニ於ケル中国巡警ノ日本軍隊射撃事件   | 一八九 |
| 五 | 奉天柳原農場紛争ニ関スル件            | 二三四 |
| 六 | 中国輸入税率改正一件               | 二九五 |
| 七 | 中国鉱業条例ニ関スル件              | 三五一 |
|   | 附 桃冲鉄山ト鉄鉱国有問題            |     |
| 八 | 華中及華南鐵道交渉ニ関スル件           | 四三三 |

一 寧湘鐵道

二 南潯鐵道

三 安正鐵道

四 常玉鐵道

五 福建江西湖北浙江四省鐵道問題

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 九 青島税関ニ日本人職員ノ任用問題ニ関スル件 | 五五二 |
| 一〇 中日実業株式会社ニ関スル件       | 五九一 |
| 附 朝日商会                 |     |
| 一一 漢冶萍公司借款ニ関スル件        | 六四五 |
| 一二 蒙古借款ニ関スル件           | 六六五 |
| 一三 新邱炭坑ニ関スル件           | 六七八 |
| 一四 中国革命党関係者ノ動静ニ関スル件    | 六九七 |
| 附 在本邦中国留学生問題           |     |
| 一五 中国問題ニ関スル意見書雜纂       | 八六五 |
| 附録 日本外交文書大正三年第二冊日附索引   |     |

## 事項一 満蒙鉄道借款細目交渉ニ関スル件

一 一月十三日 牧野外務大臣ヨリ  
在中国山座公使宛(電報)

満蒙鉄道取極ノ議会議表ニ付差支ノ有無問合  
ノ件

第二〇号

議会議ノ關係上満蒙鉄道取極ノ成行及其内容要領議會議ニ於テ  
發表スルコトニ致度支那側ニテ差支ノ有無ニ付貴官ノ御見  
込電報アリタシ

二 一月十四日 在中国山座公使ヨリ  
牧野外務大臣宛(電報)

満蒙鉄道取極ノ議會議表差支ナキモ成行發表

ニハ注意アリタキ件

第三九号

貴電第二〇号ニ関シ是迄通發表ノ義ハ支那側ノ好マサル所  
ナルヘキニ付予メ打合スルトキハ不同意ヲ表スヘシト思ハ  
ルルモ既ニ大要ハ世上ニ知レ亘リ居レルコトナレハ議會議ニ  
於テ發表サルルハ差支ナカルヘシ但シ成行發表ニ付テハ對

一 満蒙鉄道借款細目交渉ニ関スル件 一二三

議會議ノ御都合モアルコトナランガ今後細目取極ノ關係モ  
アルニ付キ可成支那側ヲ embarras セサル様ニセラレタシ  
尚支那側ニ對スル都合アルニ付發表ノ日取定リ次第電報ア  
リタシ

三 一月二十六日 在中国山座公使ヨリ  
牧野外務大臣宛

満蒙鉄道ニ関シ葉交通次長ト会谈ノ件

機密第三六号 (二月五日接受)

大正三年一月廿六日

在支那

特命全權公使 山座円次郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

客年十月満蒙鉄道ニ関スル協約成立ノ際兼テノ御訓令ニ從  
ヒ四平街洮南線ヲ第一ニ着手スヘキ件ニ関シ葉交通次長ト  
一応協談ニ及ヒタル次第ハ同月七日付機密第三五七号末段  
中ニモ一言致置候処其後周交通總長ノ名ヲ以テ四平街洮南  
線ヲ第一ニ起工スル事ハ異存ナキニ付茲ニ之ヲ通知スルト

一